

事業用自動車事故調査報告書 概要

～乗合バス(中型)衝突事故～

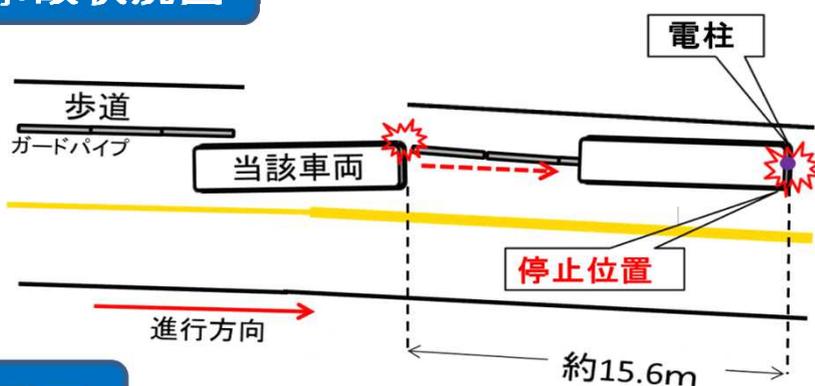
(東京都世田谷区)

事故概要

平成29年11月25日13時02分頃、東京都世田谷区の都道118号線において、乗合バスが乗客16名を乗せて走行中、道路左側の歩道に乗り上げガードパイプをなぎ倒し、その先の電柱に衝突して停止した。

この事故により、同車両の乗客12名及び運転者が軽傷を負った。

事故状況図



原因

- 事業者は、安全な運転ができないおそれのある運転者を乗務させてはならないことになっていたにもかかわらず、**睡眠時無呼吸症候群 (SAS)** の検査で「経過観察」と判定されていた同運転者に対して、その後の**フォローを行わずに運転させていた**ことが事故直前に強い眠気を感じた一因である可能性が考えられる。
- 事業者は、運転者への指導教育の一環として、指導監督指針に基づき**疲労や眠気を感じたときの対処の方法**を指導することになっていたが、走行中に強い眠気を感じたときの対処について、**十分な指導教育を行っていなかった**ことが事故の背景にあった可能性が考えられる。

再発防止策

★事業者は、運転者の居眠り運転などを防ぎ、輸送の安全を確保するため、次に掲げる取組を徹底することが重要である。

- 休日や休息期間において疲労の十分な回復に努めることを指導し、運行中に強い眠気が生じた場合は、直ちに車両を安全な場所に停車させ、運行管理者に報告し、指示を受けるなどの行動を取るよう指導をする。
- 運行管理者に対し、**適性診断**受診後に通知された指導要領に**運転特性等について重要なアドバイス**が記載されている場合には、運転者に**確実に伝達**することについて指導徹底する。
- 運転者が睡眠時無呼吸症候群のスクリーニング検査を実施した場合、その結果が「要検査、要治療」であった場合には、運転に支障をきたさないよう精査したり、検査、治療を受けさせること、また「経過観察」であった場合でも、運転者に対して十分に説明したうえで、検査機関の推奨する期間に基づき再検査を受けさせる等、**検査結果を有効に活用して健康管理体制を整備**する必要がある。